

## 無線局に備付けを要する局名録の認定

認定年月日	発行年月日	発行者	名称	認定の有効期限
令和3年12月17日	令和4年1月1日	一般財団法人情報通信振興会	2022年 日本海上関係無線局局名録	令和4年12月31日

※ 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第5項の規定により、同項各号に掲げる無線局について、船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録に代えて備え付けることができるものとして、総務大臣が当該書類を認定。